

館林市下水道事業ウォーターP P P業務委託

実施方針

令和8年4月

館林市都市建設部下水道課

第1	事業の選定に関する事項	1
1-1.	事業内容に関する事項	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業の背景・目的	1
(3)	事業の基本方針	1
(4)	本事業の対象施設	1
(5)	事業範囲	2
(6)	事業期間	4
(7)	予算計上見込額	5
(8)	事業の費用負担	5
(9)	プロフィットシェア	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
2-1.	募集及び選定方法	6
2-2.	募集及び選定スケジュール	6
2-3.	応募者の参加資格要件	6
(1)	応募者の構成	6
(2)	応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件	7
(3)	業務実施企業に求める要件	7
(4)	参加資格要件の確認基準日	10
2-4.	審査及び選定手続き	10
(1)	評価委員会の設置	10
(2)	現地見学会の実施	10
(3)	参加申込書の受付及び審査	10
(4)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	10
(5)	提案書類の提出等	10
(6)	審査方法	10
(7)	審査結果の公表	11
(8)	優先交渉権者の選定の取り消し	11
2-5.	優先交渉権者選定後の手続き	11
(1)	優先交渉権者による準備行為	11
(2)	実施契約の締結	11
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
3-1.	リスク分担の基本的な考え方	12
3-2.	要求する性能	12
3-3.	事業の実施状況のモニタリング	12
(1)	モニタリング方法	12
(2)	要求水準未達時のペナルティ	12
3-4.	保険	12
第4	実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
4-1.	疑義が生じた場合の措置	13
4-2.	管轄裁判所の指定	13
第5	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
5-1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	14
(1)	事業者事由解除	14
(2)	市事由解除又は終了	14
(3)	不可抗力解除又は終了	14
(4)	特定法令等及び特定条例等変更解除	14
第6	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
6-1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	15
6-2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	15
6-3.	その他の措置及び支援に関する事項	15

第7	その他事業の実施に関し必要な事項	16
7-1.	実施に関して使用する言語及び通貨	16
7-2.	応募書類の作成等に係る費用	16
7-3.	債務負担行為に係る契約手続の延期又は未締結	16
7-4.	実施方針に関する意見及び質問の受付	16
(1)	受付期間	16
(2)	提出方法	16
(3)	意見及び質問書に対する回答方法	16
7-5.	連絡先及び情報提供	16
(1)	連絡先	16
(2)	情報提供	16
第8	公共施設の立地等に関する事項	17
別紙1	汚水処理施設等位置図	18
別紙2	館林市公共下水道事業計画区域図	19

第1 事業の選定に関する事項

1-1. 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託

(2) 事業の背景・目的

本市の下水道事業は、館林工業団地(67ha)を対象とした特別都市下水路事業として昭和42年度に整備を開始し、昭和44年度に供用を開始した。その後、昭和44年に下水道法及び都市計画法に基づく事業認可(当初計画区域:中心市街地231.7ha)を受けて公共下水道の整備を進め、昭和49年2月に供用を開始しており、現在の事業計画区域は、汚水1,166ha、雨水1,158haとなっている。

また、現在、下水道課が所管する施設として、群馬県企業局の住宅団地造成に合わせて整備された地域し尿処理施設(大島地区)のほか、水質保全及び生活環境の改善を目的に整備された農業集落排水処理施設(下早川田地区・木戸地区)がある。地域し尿処理施設は、大島地区が平成7年度に供用を開始し、農業集落排水処理施設は下早川田地区が平成11年度、木戸地区が平成17年度にそれぞれ供用を開始している。なお、農業集落排水処理施設は農業振興課で建設されたのち、平成17年4月1日に下水道課へ所管が引き継がれたものである。

現在は、これらの所管する処理施設等について、包括的民間委託(レベル2.5)による運転維持管理を行っており、管路施設については、個別に維持管理業務を発注している。

一方で、公共事業を取り巻く環境は大きく変化し、職員数の減少や施設の老朽化、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少等の課題を抱えており、今後はこの状況がさらに加速することが懸念される。

本事業は、これまでの検討結果を踏まえ、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした下水道施設の管理・更新一体マネジメントを実施し、市民サービス水準の維持及び持続可能な下水道事業の運営を目指すものである。

(3) 事業の基本方針

本事業の事業方式は、ウォーターPPPの「管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)」(更新支援型)を採用する。

なお、設計書等の作成及びコンストラクションマネジメントに関する業務は、本事業範囲には含まない。

市との実施契約に基づき本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)は、本事業の実施に当たっては、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は以下のとおりである。

なお、対象施設は「群馬県汚水処理計画」(令和5年3月策定)に位置付けのある公共下水道への統廃合や、汚水処理方法の見直し等により変更となる場合がある。

ア 公共下水道

館林市水質管理センター

汚水中継ポンプ場：2か所

雨水ポンプ場：2か所

汚水マンホールポンプ場：8か所

休止施設：1か所

管路：(汚水)233.8km

(雨水)12.3km

- イ 特定公共下水道
館林市近藤処理場
管路：6.2km

 - ウ 農業集落排水事業
館林市下早川田地区農業集落排水処理施設
管路：4.5km
館林市木戸地区農業集落排水処理施設
汚水マンホールポンプ場：4か所
管路：5.4km

 - エ 地域し尿処理事業
館林市大島地域し尿処理施設
管路：3.4km
- (5) 事業範囲
- ア 義務事業
本事業において義務事業とする対象業務は、表1に示すとおりである。

表1 本事業の対象業務

業務分類	対象施設	区分	処理区	対象業務
維持管理業務	管路施設	汚水／雨水	公共下水道	巡視、点検、調査、修繕（マンホール蓋取替、舗装補修除く）、清掃（除草、浚渫含む）
		汚水	特定公共下水道	巡視、点検、調査、修繕（マンホール蓋取替、舗装補修除く）、清掃（除草、浚渫含む）
			農業集落排水事業	巡視、修繕（マンホール蓋取替、舗装補修除く）、清掃（除草、浚渫含む）
			地域し尿処理事業	
	処理施設	汚水	公共下水道	運転維持管理（運転・水質管理、保守、ユーティリティ、修繕、緊急対応、汚泥等廃棄物処分）
		雨水		運転維持管理（運転・保守、ユーティリティ、修繕、緊急対応、汚泥等廃棄物処分）
		汚水	特定公共下水道	運転維持管理（運転・水質管理、保守、ユーティリティ、修繕、緊急対応、汚泥等廃棄物処分）
			農業集落排水事業	
			地域し尿処理事業	
		計画策定業務	共通	
災害対応業務	共通			危機管理マニュアル策定、災害時・事故時等の対応等
統括管理業務	共通			業務の一元管理、セルフモニタリング、維持管理情報の管理等

イ 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、附帯事業を採用する場合、対象業務とみなし、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができる。また、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではない。なお、提案した任意事業を新たに実施する場合においては、事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て事業者の責によるものとする。

任意事業等に係る事業者が所有する資産については、市の承諾を得る段階で、現状復旧、事業者都合による撤去、市へ無償譲渡等、資産の処分方針の決定をする。

(6) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間は、引継ぎの期間（業務準備期間）とし、事業者は市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

なお、業務引継ぎに要する費用は、原則、事業者が負担するものとする。

事業実施スケジュールは、概ね表2に示すとおりである。

表2 事業実施スケジュール（予定）

項目	時期
実施契約の協議・締結	令和8年度
引継ぎの期間	実施契約締結～令和9年3月31日
履行期間	令和9年4月1日～令和19年3月31日（10年間）
契約終了	令和19年3月31日

イ 本事業期間終了時の取り扱い

- ・ 本事業に係る事業者が所有する資産等（任意事業を行う場合）

事業者は、事業者が所有する任意事業等に係る資産について、事前に決定した方針に基づき、市へ無償譲渡、現状復旧等の対応を行う。

本事業の実施のために、事業者が本事業施設内に所有する資産（市へ無償譲渡又は市の指定する者が買い取る資産を除く。）については、全て事業者の責任において処分しなければならない。

本事業の施設については、本事業終了日に事業者は原則として、自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

- ・ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として、本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等をはじめの予定のため、事業者は事業情報の提供等、市に協力すること。

(7) 予算計上見込額

今後公表する実施要領等において示す。

(8) 事業の費用負担

本事業の実施に要する費用負担は、以下のとおりとする。

なお、負担予定額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定めるものとする。

ア 対象業務及び附帯事業（実施する場合）

市は、管理・更新一体マネジメント方式包括管理事業の実施に要する費用を負担する。

なお、その負担予定額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定める。

イ 任意事業（実施する場合）

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては、義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(9) プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により運転維持管理費等に関する費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分を市と事業者がシェアする。

なお、コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、市と事業者が協議し、双方の合意の上、実施計画に定める。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1. 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2-2. 募集及び選定スケジュール

実施方針公表後のスケジュールは、概ね表3に示すとおりである。

表3 スケジュール(予定)

時期	内容
令和8年4月	実施方針の公表
令和8年4月	実施方針に対する質問等の受付
令和8年7月	公告(実施要領等の公表)
令和8年7月	実施要領等に対する質問等の受付
令和8年8月	参加申込書の受付
令和8年11月	提案書類の提出
令和8年11月	提案書類の評価(プレゼンテーション・ヒアリングの実施)
令和8年11月	優先交渉権者の決定
令和8年12月～令和9年1月	実施契約の協議・締結
契約締結後～令和9年3月	引継ぎ期間
令和9年4月	事業開始

2-3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ・ 応募者は、単独企業(以下、「応募企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ・ 応募グループは、計画策定業務、維持管理業務を担う企業から構成されるグループとし、応募グループを構成する企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募手続きを行うこと。また、参加申込書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ・ 応募グループの場合、共同企業体(以下、「JV」という。)の設立を求める。また、原則、各業務をまとめる統括管理者(各業務の責任者との兼務可)を代表企業から選任させるものとする。
- ・ 参加申込書の提出後、応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、変更を認めるものとする。
- ・ 応募グループを構成する企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

(2) 応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件

次の事項を全て満たしていること。

- ・ プロポーザル方式により契約しようとする業種において、館林市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- ・ 公募又は指名の日から候補者を特定するまでの間において、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 19 年館林市告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- ・ 館林市暴力団排除条例（平成 24 年館林市条例第 18 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- ・ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ・ 国、県及び市町村税を滞納していないこと。
- ・ 市が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した者（日本水工設計株式会社）と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 309 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう（以下、同じ）。

(3) 業務実施企業に求める要件

各業務を担当する企業は、表 4-1 及び表 4-2 に掲げる要件を満たす必要がある。

表 4 - 1 業務実施企業に求める要件

業務分類	対象施設	企業に求める要件	配置技術者に求める要件
維持管理業務	管路施設	<p>以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 館林市の令和 8 年度役務等の提供（清掃、検査・分析・調査の全て）に係る競争入札資格の認定を受けていること。</p> <p>(2) 平成 28 年度以降に、公共機関が発注した公共下水道管路施設における巡視、点検、調査、修繕、清掃に関する全ての業務の受注実績を有すること。</p> <p>なお、点検、調査、修繕に関する業務の実績は元請受注実績とする。</p>	<p>以下に掲げる資格を有する者を 1 名以上配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）
	処理施設	<p>以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 館林市の令和 8 年度役務等の提供（清掃、保守管理及び検査・分析・調査の全て）に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(2) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定により、国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している者であること。</p> <p>(3) 平成 28 年度以降に、公共機関が発注した以下に示した運転維持管理業務に関し、元請受注実績を 5 年以上有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する分流式の終末処理場において、標準活性汚泥法による処理方式で、現有処理能力が 23,000 m³/日以上の施設におけるレベル 2.5 以上の包括的な運転維持管理業務 ・農業集落排水処理施設又は地域し尿処理（コミュニティプラント）施設における現有処理能力が 300 m³/日以上の施設における運転維持管理業務 	<p>以下に掲げる要件を全て満たす業務総括責任者を常駐かつ専任で配置できること。</p> <p>(1) 下水道管理技術認定試験（処理施設）又は第 3 種下水道技術検定試験合格者</p> <p>(2) 令和 9 年 3 月 31 日までに国内において、公共機関が発注した下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場の水処理施設に関し、業務総括責任者又は業務副総括責任者（業務総括責任者を補佐し、代行する能力を有する者）として実績を有すること。</p>

表 4 - 2 業務実施企業に求める要件

業務分類	対象施設	企業に求める要件	配置技術者に求める要件
計画策定業務	共通	平成 28 年度以降に、公共機関が発注した公共下水道施設におけるストックマネジメント計画策定（変更含む）業務及び経営戦略策定業務に関し、元請受注実績を有すること。	以下に掲げる資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。 ・技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））
災害対応業務	共通	—	—
統括管理業務	共通	—	以下に掲げる資格を有する者を 1 名以上配置できること。 ・技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））

※全ての業務において、下水道施設に関する基礎的な知識並びに調査業務における専門的な技術及び技能を有し、成果内容について適切に報告を行う能力を備えたものを配置すること。

※全ての業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加申込書を受付した日とする。ただし、応募企業又は応募グループを構成する企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

2-4. 審査及び選定手続き

(1) 評価委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会では、技術提案等の審査及び評価等を行う。評価委員会の委員は、今後公表する実施要領等に示す。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

(2) 現地見学会の実施

市は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。

(3) 参加申込書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書を提出し参加資格の審査を受けること。詳細については、実施要領等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加申込書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(4) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了前に、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

なお、提案概要書及び提出方法は、実施要領等において示す。

(5) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、実施要領等に示す。

(6) 審査方法

参加資格の審査及び評価委員会における提案内容の審査を行う。

参加資格審査では、実施要領等に定めるところにより作成された参加申込書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認結果通知書により通知する。申請期限までに参加申込書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

参加者は、参加資格確認結果通知書（参加資格を有すると判断された者に限る。）を受領した後、実施要領等で定めるところにより、プロポーザル参加意思確認書を提出する。参加の意思がある旨を示した者（以下「提案者」という。）は、実施要領等に定めるところにより作成された提案書及び必要書類を受け付ける。

評価委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。市は、評価委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、実施要領等において示す。

(7) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後、速やかに提案者全員に対して評価結果通知書により評価結果を通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

(8) 優先交渉権者の選定の取り消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すことがある。

2-5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、実施契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と業務内容について協議を行うことができる。

(2) 実施契約の締結

市と事業者は、別途公表する「実施契約書（案）」の内容に従い、速やかに実施契約を締結する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1. リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（内閣府、令和3年6月18日改正）等を踏まえ、公募時にリスク分担表として示す。

なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については、必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

3-2. 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、別途公表する「要求水準書（案）」に水準等の一部を示す。事業者は、実施要領等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるような事業を実施することとする。

3-3. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す水準を達成しているか否かを確認するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

なお、詳細については、別途公表する「モニタリング基本計画書（案）」に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3-4. 保険

事業者は、事業期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、その他必要な保険を付保するものとする。

なお、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。

第4 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

4-1. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市は事業者と誠意をもって協議するものとし、これを定めるものとする。

なお、協議の方法等については、実施契約において定める。

4-2. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生した全ての紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、その発生事由ごとに、次の措置をとることとする。

(1) 事業者事由解除

ア 解除事由

- ・ 事業者が実施契約上の義務に違反する等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、実施契約を解除することができる。
- ・ 倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・ 事業者は、市に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市事由解除又は終了

ア 実施契約の解除

- ・ 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・ 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

イ 解除又は終了措置

- ・ 市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・ 不可抗力により対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・ 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- ・ 不可抗力により実施契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

ア 解除又は終了事由

- ・ 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は実施契約を解除することができる。

イ 解除又は終了措置

- ・ 特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・ 特定条例変更等により事業者が生じた損失に係る負担については、市と事業者で協議する。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

6-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

6-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力するものとする。

6-3. その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

7-1. 実施に関して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位はS I 単位及び通貨は円に限る。

7-2. 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

7-3. 債務負担行為に係る契約手続の延期又は未締結

本業務委託の執行に係る債務負担行為は、令和8年9月に議決する予定であるが、議決されなかった場合、又は予算の該当金額に減額等が生じた場合は、本業務委託の契約手続を延期又は契約を締結しないことがある。

7-4. 実施方針に関する意見及び質問の受付

(1) 受付期間

令和8年4月24日（金曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

実施方針に関して意見及び質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、別記様式に記入の上、電子メールにて下水道課へ提出すること。提出メールの表題は「【実施方針】意見及び質問書の提出について」と記載すること。市が実施方針に関する意見及び質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送付する。

(3) 意見及び質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、後日市のホームページにおいて公表する。

7-5. 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

担当部署：館林市都市建設部下水道課計画推進係

住 所：〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

担 当 者：山崎、中村

電話番号：0276-49-5445（直通）

メ ー ル：gesuido@city.tatebayashi.gunma.jp

(2) 情報提供

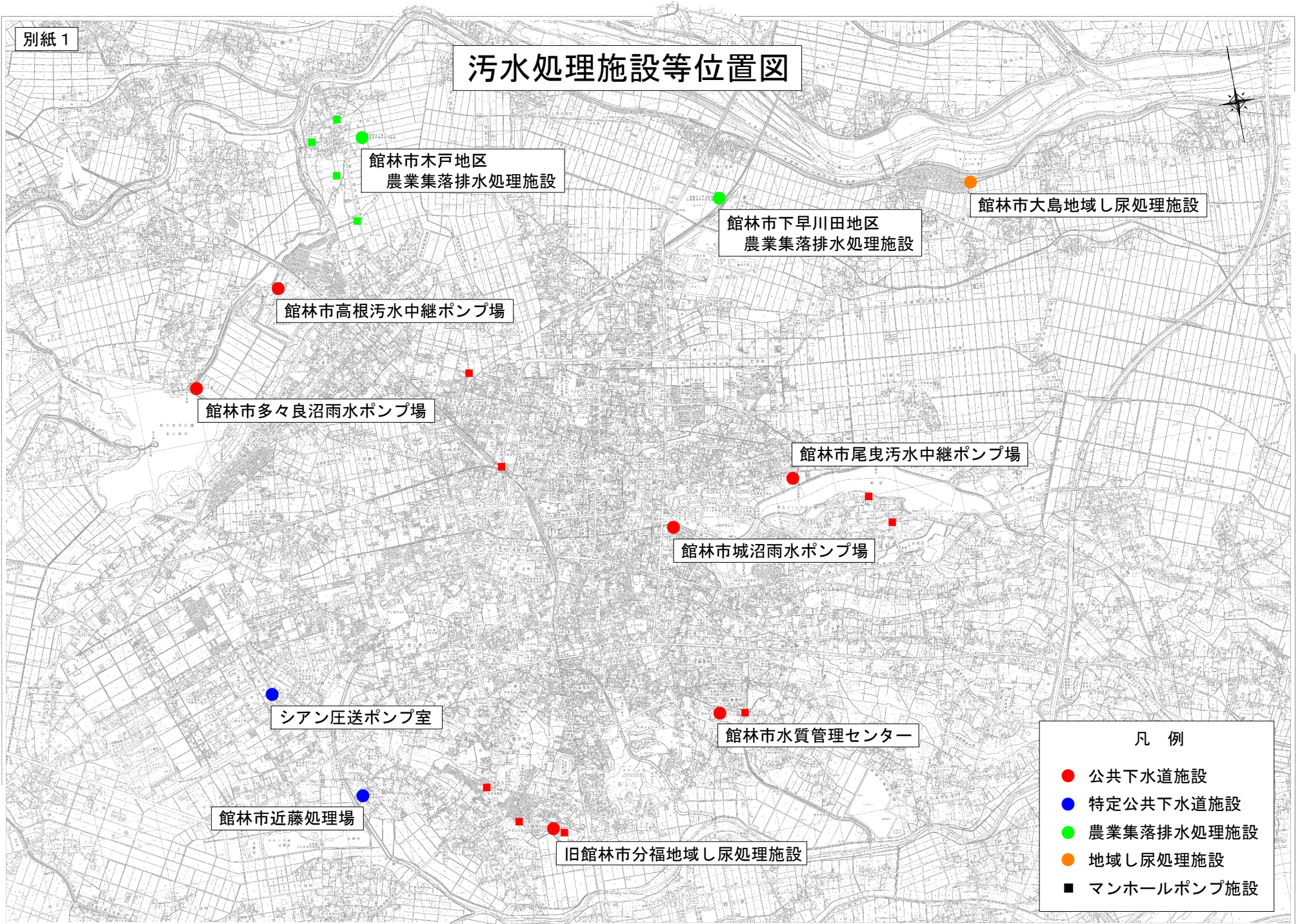
本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

第8 公共施設の立地等に関する事項

別紙1 汚水処理施設等位置図

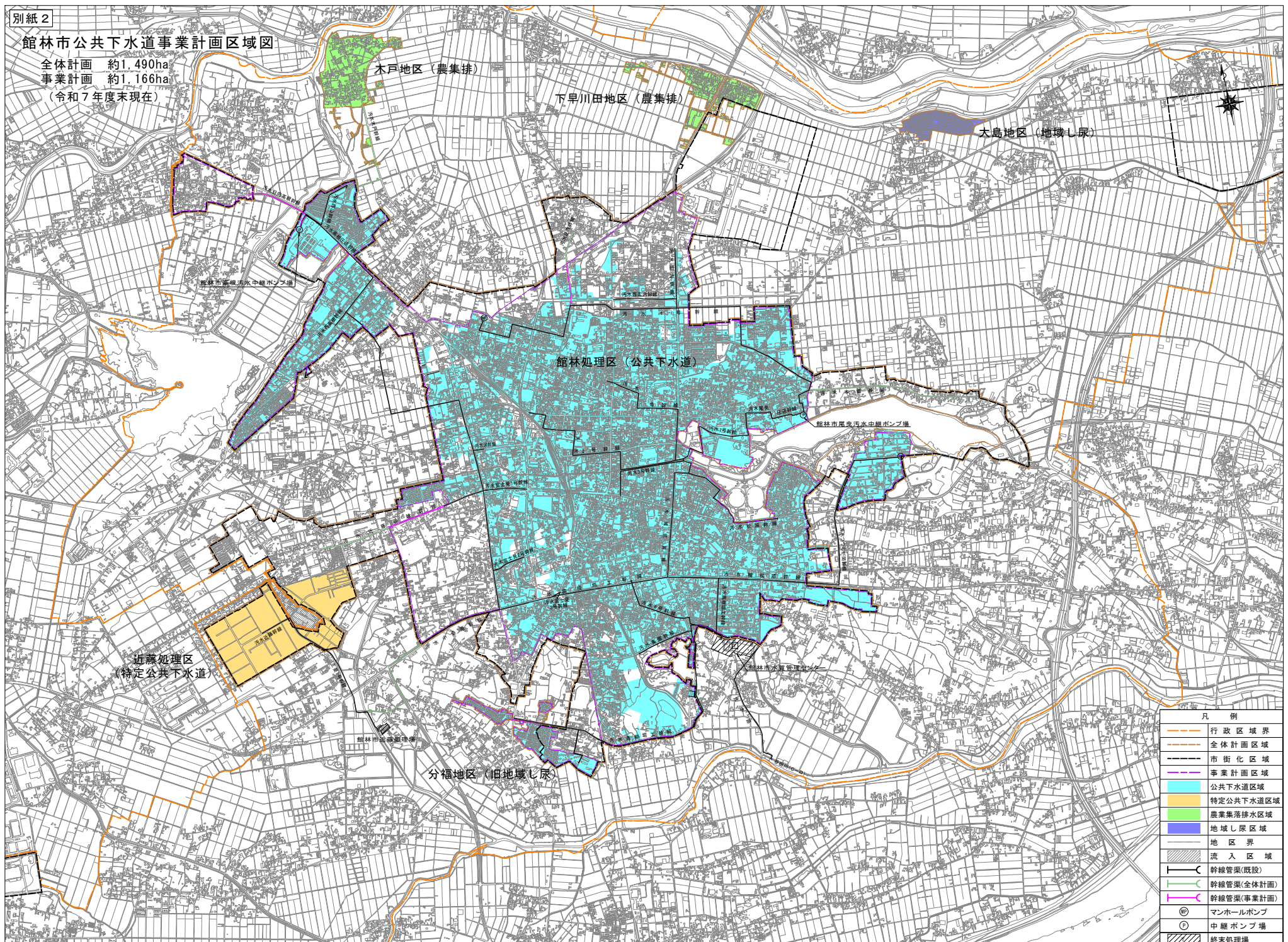
別紙2 館林市公共下水道事業計画区域図

汚水処理施設等位置図



館林市公共下水道事業計画区域図

全体計画 約1,490ha
事業計画 約1,166ha
(令和7年度末現在)



この地図は、館林市都市計画基本図1/10,000を使用したものである。